

針ヶ谷保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、針ヶ谷保育園（以下「当園」という）があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。なおこの書類は、「富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第5条に定められた重要事項を説明する為の文書です。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 成久会
所 在 地	富士見市大字水子字西松原 6573-8
電 話 番 号	049-268-5558
代表者氏名	理事長 中川 直隆

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所	
施 設 の 名 称	針ヶ谷保育園	
施 設 の 所 在 地	富士見市針ヶ谷 1-16-5	
連 絡 先	電話番号	049-275-0077 FAX 049-275-0078
管 理 者	園長 中川 直隆	
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童	
利 用 定 員	満3歳以上の児童	51人
	満1歳以上満3歳未満の児童	33人
	満1歳未満の児童	6人
開 設 年 月 日	平成26年4月1日	

3 施設の目的・運営方針

「当園」は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めます。

4 「当園」における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,821.85 m ²
	園庭	990.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造陸屋根 2階建
	延べ床面積	942.74 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	うさぎ組(満2歳児クラス)、こあら組(満3歳児クラス)、ぱんだ組(満4歳児クラス)、らいおん組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
病後児保育室	1室	
子育て支援室	1室	

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		主任保育士兼務
副主任保育士	1	1		
保育士	22	12	10	病後児保育含む
保育士補助	1		1	
栄養士	1	1		調理員兼務
調理員	3	2	1	
看護師	1	1		
事務員	2	1	1	
子育て支援センター	2	1	1	子育て支援員含む

6 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(7:00~16:00)
副園長	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
主任・保育士	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)のうち実働8時間
保育士・補助	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)のうち契約時間

栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）
調理員	正規の勤務時間帯（7：15～16：15）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
事務員	正規の勤務時間帯（9：00～14：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

但し、年末年始（12月29日から1月3日）および祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他通勤時間等の保育を必要とする時間を勘案し、「当園」との協議の上で保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労時間その他通勤時間等のやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分および18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他通勤時間等の保育を必要とする時間を勘案し、「当園」との協議の上で保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労時間その他通勤時間等のやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

9 提供する保育等の内容

「当園」は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏

まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育および時間外保育の提供

上記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9:30~9:50	11:00~11:45	15:15~15:45	
1歳児	9:30~9:50	11:00~11:45	15:15~15:45	
2歳児	9:30~9:50	11:00~11:45	15:15~15:45	
3歳児		11:30~12:15	15:30~16:00	
4歳児		11:30~12:15	15:30~16:00	
5歳児		11:30~12:15	15:30~16:00	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 食事時間は状況により前後することがあります。

(3) その他

病後児保育・子育て支援事業を実施しています。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

「当園」は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	中川内科小児科医院
医 院 長 名	中川 勝
所 在 地	富士見市西みずほ台 1-20-6 みずほ台ビル 2F

電 話 番 号	049-254-1545
---------	--------------

(2) 歯科

医療機関の名称	エイジング歯科
医 院 長 名	山田猪熊
所 在 地	川越市霞ヶ関 3-2-5
電 話 番 号	049-237-4747

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関および緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：	<i>園指定様式にて提出 のご依頼をします</i>
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	<i>園指定様式にて提出 のご依頼をします</i>
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	<i>園指定様式にて提出 のご依頼をします</i>

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

「当園」では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 副園長：植田ゆき ・ご利用時間 8：00～ 17：00 ・電話番号 049-275-0077 F A X 049-275-0078 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	大山勝之	電話番号 048-832-5055 役職等 税理士
	川村伸二	電話番号 048-473-6091 役職等 有料老人ホーム マネージャー
		勝山 祥

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書・業務継続計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難および消火の訓練は、毎月1回以上実施します。また、別途安全計画書を作成しています。

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

「当園」では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険（O-157等+地震補償付）
保険の内容	<ul style="list-style-type: none"> （ア）園賠償責任保険（園に賠償責任が発生した場合） （イ）保育園児団体傷害保険 （園の管理下で園児がケガをした場合）
保険金額	<ul style="list-style-type: none"> （ア）対人1名10億円/1事故10億円まで、対物1事故1,000万円 （イ）死亡・後遺障害230万円、入院日額3,000円、通院日額2,000円

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教、政治、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：針ヶ谷保育園
 説明者職名：園長 中川 直隆

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

令和6年2月22日現在

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
布団乾燥費	年10回布団乾燥を外部委託しているため	月額 220円
主食費	3～5歳児に係る給食費	月額 800円
副食費	3～5歳児に係る給食費	月額 4,500円
月刊誌に係る費用	2号認定こどもに係る教材費 (年齢により異なる)	月額 400～430円
パンツ代 紙おむつ代	保護者用意分で不足したとき	パンツ 350円/枚 紙おむつ 50円/枚
園指定布団・シーツ代 (入園時)	規格を統一しているため	敷布団 5,100円 シーツ 1,980円
園指定カバン代 (入園時)	規格を統一しているため (3～5歳児)	2,500円
園指定体操着代 (入園時)	園行事で使用するため (3～5歳児・年齢により異なる)	4,400～4,840円
教材費(入園・進級時) (名札・帽子 等)	クラス別に色分けを実施しているため (年齢により異なる)	名札 127円 帽子 970円 出席ノート(3～5歳児) 600円 自由画帳(追加分) 250円
コドモン IC カード	追加発行	1枚 500円
写真代	入園式の記念写真 上記以外はハイチーズにて直接販売	入園式 600円

2 時間外保育に係る利用者負担

保育認定時間外の保育については、1回200円(朝・夕利用は400円)、又面談による月極利用の場合は、月額2,500円となります。

なお、公共交通機関の遅延等による止むを得ない理由によらず、午後7時を超過した場合の遅延料金は1回3,000円となります。

※ 当園は、上記費用の支払をゆうちょ銀行自動払込により徴収致します。